平成22年度第1回 河川審議会

平 成 2 2 年 7 月 2 1 日 (水) 兵庫県農業共済会館 7 階 会議室

(午後 2時00分 開会)

大住河川整備課副課長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから平成 22年度第1回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます事務局の大住と申します。よろしく お願いいたします。

まず、審議に入る前に、お手元の資料のほうの確認をさせていただきたいと思い ます。

本日の次第の裏面に配付資料の一覧を掲載しておりますけれども、まず、この次第ですね。それから河川審議会の委員の名簿、裏面には事務局の名簿も掲載させていただいております。それから配席図でございます。それと、河川審議会条例、それから河川審議会運営要綱、河川審議会の公開要綱、これが2枚ございます。それと河川審議会傍聴要領、こちらも2枚ございます。それからその次に、本日、7月21日付の諮問ですね、こちらが1枚ございます。それから、あとホッチキスどめをさせていただいている資料で、まず参考資料、県内の二級河川の概要。それから本編の資料でございますけれども、まず矢田川水系の関係では、資料1-1から1-7まで7種類ございます。それから蓬川水系のほうでは、資料2-1から資料2-5まで5種類でございます。

委員の皆様方、お手元、資料ございますか。もしなければ、挙手をいただければ 事務局のほうで対応いたします。よろしゅうございますか。

それでは続きまして、本日のこの審議会の成立の関係でございます。

本審議会の委員につきましては、全員で16名となってございます。

本日、吉田秀子委員が4~5分遅れるということで事前に御連絡いただいておりますけれども、今現在で11名の委員の御出席をいただいております。兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定、委員の過半数の出席ということで、これを満たしております。本審議会は成立していることの御報告をさせていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして会議を進めさせていただきます。

初めに、県土整備部参事の松本からごあいさつを申し上げます。

松本県土整備部参事 失礼します。県土整備部参事の松本でございます。

本日は大変お忙しい中、この兵庫県河川審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

先週の7月17日に気象庁から近畿の梅雨明けの発表がございました。すかっと 梅雨明けしたのはいいのでございますけれども、以後、連日猛暑が続いておりま す。委員の皆様にはお体に十分御留意されますようよろしくお願い申し上げます。

さて、ことしの梅雨でございますけれども、前線が居座りまして、特に西日本において、中休みのない長雨で、九州や山口あるいは広島で記録的な集中豪雨が発生しました。その関係で、土石流災害やがけ崩れなどが発生しております。

また、兵庫県におきましても、6月から7月20日までの総雨量が神戸で平年の約2倍、570ミリになっておりまして、河川からのはんらんは発生しておりませんけれども、7月15日には局地的な豪雨によりまして、神戸市の長田区で床上浸水が161戸という内水浸水被害が発生している状況でございます。

一方、昨年の台風9号による千種川などの災害復旧でございますけれども、災害復旧にあわせまして、改良して河川改修を行います改良復旧事業につきましては、11月の本格着工に向けまして、測量、設計、そして地元説明を進めている最中でございます。また、原形復旧を行う災害復旧事業につきましては、既に全箇所の概ね8割が着手済みでございまして、平成22年末までの完了に向け着実に整

備を進めております。

さて、本日の審議会でございますけれども、議題としまして 2 件を予定してございます。

1件目の議題は、前回、諮問させていただきました矢田川水系の河川整備基本方針につきまして、前回、3月の審議会での御意見を踏まえまして、基本方針の修正案を作成しておりますので、よろしく御審議の上、答申をいただきたいというふうに考えております。

また、2件目の議題でございますが、蓬川水系の河川整備基本方針につきまして、 諮問させていただきます。蓬川は、尼崎市を流れ、大阪湾に注ぐ流域面積約5. 7平方キロメートル、法河川延長は約2.8キロメートルの二級河川でございま して、全区間が感潮区間になってございます。

それでは、本日も忌憚のない御意見、活発な御審議のほどをよろしくお願い申し 上げます。

以上、簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのあいさつとさせてい ただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長 次に、本日御出席をいただきました委員の皆様方を私 の方から御紹介させていただきます。

お手元の名簿の方をご覧いただきたいと思います。

まず、今回の審議会から新たに御就任をしていただきました 3 名の委員を御紹介 させていただきます。

兵庫県市長会会長、たつの市長の西田正則様でございます。本日は代理出席といたしまして、兵庫県市長会事務局参事の菅原様に御出席をいただいております。

菅原委員代理人 菅原でございます。

大住河川整備課副課長 続きまして、兵庫県町村会のほうから神河町長の山名 宗悟様でございます。本日は代理出席といたしまして、建設課長の横田様に御出 席をいただいております。

横田委員代理人 横田です。どうぞよろしくお願いします。

大住河川整備課副課長 もうお一方、近畿農政局農村計画部長の澁川 恭夫様で ございます。本日は代理出席といたしまして、水利計画官の柴田様に御出席をい ただいております。

柴田委員代理人 代理の柴田です。よろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長 続きまして、昨年度に引き続き委員の御就任をお願い しております10名の委員をお手元の名簿の順に御紹介をさせていただきます。

京都大学名誉教授の井上会長でございます。

井上会長井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長神戸大学大学院教授の道奥委員です。

道奥委員 道奥です。よろしくお願いします。

大住河川整備課副課長 ちょっと遅れておりますけれども、後ほどお越しいただけると思います。元ラジオ関西報道制作部長、現在、ボイスクリエーターということで、吉田委員でございます。

それから、兵庫県議会議員の永富委員です。

永富委員 永富でございます。よろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長 兵庫県土地改良事業連合会常務理事の安部委員の代理 で、青野様です。

青野委員代理人 いつもお世話になっております。

大住河川整備課副課長 兵庫県内水面漁業協同組合連合会理事の吉田委員でご ざいます。

吉田(忠)委員 吉田です。よろしくお願いします。

大住河川整備課副課長 関西電力株式会社総務室長、勝田委員代理の近藤様で ございます。 近藤委員代理人 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長 近畿経済産業局産業部長の波留委員の代理で、岩田様でございます。

岩田委員代理人 岩田でございます。よろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長 近畿地方整備局河川部長の尾澤委員の代理で、小山下 様でございます。

小山下委員代理人 小山下です。よろしくお願いします。

大住河川整備課副課長 あと、本日は社団法人淡水生物研究所理事長の森下委員、それから兵庫県立大学教授の岡田委員、兵庫県議会議員の内藤委員、阪神水道企業団の山中委員、こちら4名につきましては欠席ということになってございます。

続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

先ほどごあいさつ申し上げました県土整備部参事の松本でございます。

松本県土整備部参事 よろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長河川整備課長の小西でございます。

小西河川整備課長 小西です。よろしくお願いします。

大住河川整備課副課長河川計画室長の森口でございます。

森口河川計画室長 どうぞよろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長 尼崎港管理事務所長の平井でございます。

平井阪神南県民局尼崎港管理事務所長平井です。よろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長新温泉土木事務所長の市川でございます。

市川但馬県民局新温泉土木事務所所長市川です。よろしくお願いします。

大住河川整備課副課長西宮土木事務所副所長の鈴木でございます。

鈴木阪神南県民局西宮土木事務所副所長 よろしくお願いします。

大住河川整備課副課長そのほか事務局の出席者は出席者名簿のとおりという

ことで、名簿にかえさせていただきます。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定によりまして、会長が行うこととなっております。

それでは井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長
それでは僣越ですが、議長を務めさせていただきます。

お忙しい中、また暑い中、御出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、先ほどごあいさつにありましたように 2 件、矢田川についての答申と蓬川についての諮問ということでございます。議事進行によろしく御協力をお願いいたします。

それでは、お手元の平成22年度第1回兵庫県河川審議会次第に従いまして、議事を進めてまいりますが、その前に、後日作成します本日の議事録署名人を決めておきます。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することになっております。今回は道奥委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますが、道奥委員、よろしいでしょうか。

道奥委員 はい。了解しました。

井上会長それでは、よろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてでありますが、本日は、兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づき、本審議会は原則公開となっております。本日は傍聴のお申し出はなかったということでございますので、一言その旨、御報告を申し上げます。

それでは、議題に入ります前に、県内二級河川の概要に関する参考資料につきま して、事務局より説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いします。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 河川計画室の八木下と申します。よろ

しくお願いいたします。県内二級河川の概要について、参考資料と書かれております A 4 の資料、これを用いまして説明させていただきます。座らせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして 1 ページ目に、県の二級河川の河川整備基本方針の策定状況を地図で示してございます。

兵庫県には一級水系が 5 水系、二級水系が 9 2 水系ございます。一級水系の河川整備基本方針については国が策定しますが、その県内 5 水系の一級水系については、すべて策定済みでございます。兵庫県河川審議会で御審議いただく二級水系の河川整備基本方針については、県内 9 2 水系のうち現在事業実施中、または事業着手予定の 3 4 水系について優先的に策定を目指しておりまして、現在までに既に 3 2 水系について御審議の上、答申をいただいております。そのうち 2 8 水系が策定済みで、現在、残る 4 水系のうち 1 水系を国土交通省に同意申請中、 3 水系については同意申請の準備中でございます。この河川管内図におきまして、既に申請をいただいた 3 2 水系を黒色で、本日御審議いただく 2 水系、矢田川と 達川を黄色で着色しています。

なお、蓬川については、従前から策定を目指していた34水系には含まれておりませんけれども、その蓬川の東を流れる庄下川と合わせて大阪湾へポンプ排水される河川でありまして、庄下川と一体的に計画する必要があります。この庄下川については、現在、河川整備計画の策定作業をしておりまして、これにあわせて蓬川の河川整備基本方針についても策定しようとしているものでございます。そういうことで、34水系が現在この時点で35水系に変更になっているということでございます。

それから、この地図に水色で着色していますのが、現時点で残っております 1 水 系の大津茂川でございます。

本日御審議いただく矢田川は、香美町を流れて日本海に注ぐ流域面積277平方

キロメートルの河川で、蓬川は、尼崎市域を流れ大阪湾に注ぐ、流域面積約5. 7平方キロメートルの河川でございます。

次の2ページ目をお願いいたします。

このページにつきましては、先ほど言いました34水系に1水系を足しました35水系のそれぞれの河川の内容をまとめた一覧表でございます。着色については先ほどと同じく、既に答申をいただいているものが黒で、本日御審議いただく矢田川、蓬川を黄色で塗っております。表の左半分では、河川の流域面積や流域内人口・資産、流域の土地利用の状況などを整理しておりまして、右半分では、基本方針における治水の計画規模や計画基準点、基準点における集水面積などを取りまとめてございます。矢田川、蓬川の概要等につきましては、御審議の際に詳細に説明させていただきます。

次の3ページ目をお願いいたします。

3 ページ目には、これまでに審議会で答申をいただきました 3 2 水系と、本日御審議いただく 2 水系の基本高水のピーク流量の比流量図を示してございます。

なお、欄外に書いている比流量というのは、この図の右下のほうに式を書いておりますけれども、基準点の基本高水のピーク流量を基準点の集水面積で割ったものでございます。

蓬川につきましては後ほど詳しく御説明させていただきますけれども、蓬川の流域から武庫川に排水する下水ポンプが設置されておりますので、この図の左下のほうに注釈を書いてございますけれども、ポンプ排水をしている量を今回御説明する基本高水に加えております。ポンプがなければ蓬川に流れてくる量、これを基本高水とみなして比流量を落としております。

この図につきましては、縦軸に比流量、ちょっとすみません、画面のほうはちょっと縦・横、逆になっています。お手元の資料でお願いしたいと思いますけれど も、縦軸に比流量、横軸に集水面積をとっておりまして、通常、面積が大きくな ると比流量が小さくなるという右下がりの幅を持った領域にプロットが集まります。

この比流量図につきましては、基本方針で定める基本高水流量が妥当な値であるかどうかということを、この幅から大きく外れていないかどうかということで判断する目安として用いております。黒いプロットにつきましては審議会答申済みの32水系のものでして、先ほどまでの図と表の色塗りと、それから番号と合わせております。赤いプロットが本日御審議いただく矢田川と蓬川の基本高水の比流量でございます。

赤い三角のプロットが矢田川の比流量でございまして、同じ黒い三角の計画規模 5 0 分の 1 を目指しております河川の比流量と比較しましても、左下がりの流域 ということで、妥当な値であると考えております。

赤い丸のプロットの蓬川の分につきましては、計画規模100分の1の黒い丸の プロットと比較しまして、やはりこれも右下がりの領域にほぼ収まっており、概 ね妥当な値であると考えております。

次の4ページをお開き願います。

このページにつきましては、水質の状況図でございます。ちょっと小さくて見にくく、申し訳ございませんが、県内の主な河川では環境基準といいまして、満足すべき水質の基準が定められております。図では、環境基準が定められている河川について、区間ごとに左下の凡例のとおり、河川の形で色分けをして表示してございます。 A A 類型から E 類型までの 6 段階を色分けしております。

また、図には、水質調査地点ごとにBODの75%値の観測結果を四角囲みで右上の凡例に示すような色分けで表示してございます。水質のよいほうから順に、緑、黄、茶、赤で示しております。ご覧いただきましたらわかりますように、近年は下水道の普及に伴い、県内ほとんどの地点で環境基準値をほぼ満足できる状態になってきておりまして、緑が多いということで、非常に水質が良好な状態に

なってきているということをご覧いただけると思います。

この中で矢田川につきましては、日本海側の左上の方に赤文字28番で示しています河川でございます。上流部でAA類型、それより下流部ではA類型の環境基準が定められておりまして、BODの75%値、観測値につきましては、いずれの区間でもAA類型相当の1以下となっており、良好な値となっております。

蓬川につきましては、環境基準値は定められておりません。蓬川は右下のほうの赤の35番の水系でございまして、ここにつきましては環境基準値が定められていないので、河川については太い色塗りにはしてございません。県による水質測定につきましても行われておりませんので、値については表記しておりませんけれども、尼崎市の測定結果では、おおむねB類型程度の水質は確保されてございます。

以上が水質の状況でございまして、次のページをお開き願います。

ここからは、前回の審議会におきまして、道奥委員から計画規模の決定方法について御説明いただきたいということで御意見をいただきました。これにつきましては県内でのルールを決めておりますので、これにつきまして全体的な話ということで今からさせていただきたいと思います。

兵庫県は非常に広い県土を有しておりまして、日本海側と瀬戸内海側に面しておるさまざまな状況の流域を持った河川が流れる県でございます。そこで、計画規模をこれから説明しますような形で決定していくことにしております。

まず、 の計画規模の決定手順というところで全般的な流れを御説明させていた だきます。

計画規模につきましては、 の当該河川が流れるブロックのランク評価と の当該河川の想定はんらん区域内の人口・資産によるランク評価から、 で示しますように、その二つのランクの組み合わせで計画規模を決定しています。その際に補足として、既往最大洪水の規模というものを勘案するということにしておりま

す。

それぞれの手順について詳しく説明させていただきます。

の のところで、先ほど少し言いましたブロックランク評価について書いてご ざいます。

県下を表に示すような 6 ブロックに区分しまして、人口・資産の状況を見ますと、面積当たりの人口と資産を書いているのですけれども、阪神播磨臨海の地域とそれ以外の地域では 1 桁の違いがございまして、これは各地域の状況を顕著にあらわす数値であるということで、このランクの差をもちまして、A、Bのランクでそれぞれ 1 0 0 分の 1 を計画規模とするのか、あるいは 6 0 分の 1 以下にするのかという区分を決めてございます。なお、河川砂防技術基準で県が管理します二級水系の計画規模の最高値については、1 0 0 分の 1 というようなことが示されております。

続きまして、次の6ページをご覧いただきたいと思います。

のところで想定はんらん区域ランク評価ということが書いてございまして、ここでは、それぞれの河川の想定はんらん区域内にどれぐらいの人口・資産が張りついているのかということで、計画規模をどれぐらいにするかという評価を決めてございます。人口と資産両方の状況を見まして、それぞれがランクの高いほうを選ぶというようなルールにしてございます。これはaからbの区分で、それぞれの計画規模の幅につきましては表に書いてあるとおりでございます。

今、それぞれの流域について求めました と のランクを使いまして、 の当該河川の計画規模の決定ということで、ここでそれぞれの計画する河川の計画規模を決定していきます。 のブロックランク評価と の想定はんらん区域ランク評価の両方で規定される範囲の計画規模を決定いたしますけれども、ただし書きで書いてございますように、ブロックランクがAランクの場合には、浸水想定区域ランクにかかわらずに100分の1とすることとしてございます。それから、ブ

ロックランクがBランクの場合につきましては、浸水想定区域のランクを優先して60分の1以下の範囲内で決定するということで、ちょっと言葉で言うとなかなかわかりにくいので、その下の表をごらんいただきたいんですけれども、A、B、これが でいうブロックランクでございます。それと横軸のほうで、浸水想定区域ランクということでaからbのランク、この組み合わせで、この表の中のような計画規模を採用することにしてございます。

ここでBのc・dランクにつきましては、60分の1から50分の1あるいは50分の1から30分の1ということで、幅が残ってしまいます。この場合に、その下に書いてある補足のように、流域面積によって、ちょっと手法は変えておりますけれども、既往最大洪水がどれぐらいの確率だったのかというようなことで採用する計画規模を決めるようにしてございます。

このようなことで、結果的には阪神から播磨地域、瀬戸内海に面する河川については、全部100分の1になります。それで、結果的に言いますと、但馬地域に流れている河川については50分の1から30分の1、それから淡路島に流れている河川は60分の1から30分の1ぐらいというような計画規模が多くなってございます。

以上で、参考資料についての説明を終わらせていただきます。

井上会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問はございませんでしょうか。

ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど蓬川について、庄下川と一体的ということをおっしゃったんですが、この35河川の中で庄下川は入っているのでしょうか。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 庄下川については、一級水系の淀川水 系の支川になっておりまして、庄下川そのものの基本方針というのを策定してお りませんので、この中には入ってございません。 井上会長 作成していないというか、国がやっているということでよろしいで すか。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 そうですね。国が淀川水系の河川整備 基本方針の中で一体的に考えているということになります。

井上会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

ちょっと今の最後に説明がありました計画規模の決定の手順については、非常にややこしいことないですか。これはある程度この辺でぱっぱっとやっていけば、機械的にというか、相当程度、誰がやっても同じような結果になるということになっているでしょう。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 これは多分、誰がやっても同じ結果に落ちつくと思います。

井上会長 そうですか。わかりました。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題に入ることにいたします。

最初に申し上げましたとおり、また本日の次第書にありますように、2件あります。1件目は、矢田川についての河川整備基本方針についてであります。昨年度末、今年の3月ですか、3月11日に行われました河川審議会において知事から諮問されたものにつきまして、本日皆様に御審議いただき、審議会からの答申ということにしたいと思います。

初めに、議題1の矢田川水系河川整備基本方針の審議に入ります。

内容について、事務局から説明をお願いいたします。

小島河川計画室調査環境係主査 河川計画室の小島といいます。よろしくお願いします。本日は、矢田川水系の河川整備基本方針(案)について説明させていただきます。

資料としましては、資料1 - 1から資料1 - 7となっております。本日は、資料1 - 6の「変更対照表」と資料1 - 7の「パブリック・コメント 提出された意見の概要とこれに対する考え方」について説明させていただきます。資料1 - 1から1 - 5につきましては、前回の審議会での意見などを踏まえまして、見え消しで修正を行っております。これらにつきましては、資料1 - 6と資料1 - 7の説明でかえさせていただきます。

まず、資料 1 - 6 になります。資料 1 - 6 の 1 ページをお開きください。資料 1 - 1 の基本方針本文の変更箇所になります。

一つ目の本文 1 ページの流域の概要ですが、「矢田川流域は県の土地利用計画において但馬生活圏域として位置づけられており」とありましたが、再度確認しましたところ、特にそのような位置づけはなく、これに関する記述を削除しております。

次に二つ目ですが、本文 2 ページの地形・地質ですが、これも再度確認しましたところ、「但馬地すべり地帯」という名称はございませんので、「但馬地域の地すべり多発地帯」というふうに訂正しております。

三つ目の本文 5 ページ、河川利用の中の「総合的な学習」について、最近、総合的な学習は減少傾向にあるので、そのあたりの状況を確認して表現を検討してはどうかという意見をいただきました。そこで、流域の大半を占める香美町の教育委員会に確認しましたところ、総合的な学習は確かに減少傾向にありました。ただし、香美町におきましては、その減少した総合的な学習にかえて、同様な内容で「ふるさと学習」の時間を設けて矢田川の環境を学ぶ取り組みを引き続き行っておりますので、その旨本文を訂正しております。

続きまして、資料1-6の2ページになります。

一つ目は、本文 5 ページの河川利用です。「みかた P T C A 」について注釈をつけたほうがいいと意見をいただきましたので、注釈を追加しております。

PTCAはそれぞれ、"parent" "teacher" "community" "association" の略となっております。

次に二つ目ですが、本文 5 ページの治水事業の経緯で表記を訂正しております。 昭和 5 4 年 1 0 月洪水を追加して、被害状況を訂正しております。

三つ目は、本文 7 ページ、河川の維持管理についてです。矢田川は山つきの箇所の河畔林など、多くの自然環境やすぐれた自然景観が残されています。これら良好な河川環境を治水や利水の機能を確保しながら適正に維持管理していく必要があると考えており、その旨本文に追加しております。

続きまして、資料1-6の3ページをお開きください。

本文 9 ページの (4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項についてです。大乗寺橋地点での 1 0 分の 1 渇水流量の推計値 2 . 1 トンを追加し、正常流量との相関が確認できるようにしました。

以上が本文の修正になります。

続きまして、資料1-6の4ページです。資料1-2の流域及び河川の概要に関する資料の変更箇所についてです。流域の概要についての上二つは本文と同様の修正となっておりますので、説明を省略させていただきます。

三つ目の30ページ、流域の社会状況の中の人口についてですが、香美町の各区の人口のほかに矢田川の流域内人口を追加しております。

続きまして、資料1-6の5ページをお開きください。

- 一つ目の過去の洪水と被害状況については、本文と同様の訂正を行っております。
- 二つ目の過去の洪水の被害状況ですが、昭和 5 4 年の台風 2 0 号での 6 時間実績雨量の 1 1 0 ミリに誤記がありましたので、訂正しております。

続きまして、資料1-6の6ページです。流域の概要資料38ページの河川流況 についてです。

矢田川の大乗寺橋地点では流量観測を行っておらず、湯舟川支川の入江ダム地点

での流況と矢田川発電所への取水、還元や、農業用水などの水収支を考慮して流量を推定しております。その水収支を考慮した流量の算出について記載不足がありましたので、追加しております。

また、流況図の追加についてですが、ここの流域の概要の資料ページ38ページの表5.1.1で豊平低渇の流入量の流況表をつけさせていただいておりますので、これにかえさせていただきます。

資料1-6の7ページをお開きください。

流域の概要資料39ページの水利権一覧の表5.2.1について、各河川の小計及び水系の合計値を追加しました。

資料1-6の8ページです。

一つ目は、流域の概要資料42ページの浄化センター一覧表について、数値の誤 記などの訂正をしております。

二つ目のふるさと学習につきましては本文と同様に訂正を行い、近年の傾向を追加しております。

資料1-6の9ページをお開きください。

流域の概要資料46ページの清掃活動ですが、みかたPTCAの注釈を追加した もので、本文5ページと同様の修正内容となっております。

以上が資料1-2、流域の概要資料の修正になります。

続きまして、資料1-6の10ページをお開きください。資料1-3の治水の参 考資料の変更箇所についてです。

一つ目は、5ページの治水基本緒元の中の矢田川の計画規模を50分の1とした 考え方についてです。

前回の審議会で、口頭説明だけでなく、資料でも示しておいたほうがよいとの意見をいただきまして、内容を追記しております。具体的には、矢田川が位置する但馬ブロックの重要度から60分の1以下、矢田川の想定はんらん区域内の人口

及び資産規模から50分の1から80分の1、平成16年の既往最大降雨から44分の1、この三つを勘案しまして、矢田川の計画規模を50分の1としております。

二つ目は、誤記の修正です。治水参考資料の10ページの飽和雨量R_{sa}ですが、 洪水ごとの実績流量との適合度から算定し、平均の100ミリとしているのです が、そのR_{sa}の設定方法の記述に誤りがありましたので、訂正しております。

以上の2点が治水参考資料の修正になります。

続きまして、資料1-6の11ページをお開きください。資料1-4の利水参考 資料の変更箇所についてです。

一つ目の1ページ、水利権の現状の表1.1では、先ほどの資料1-2の流域の概要資料と同様の修正内容となっております。

続きまして、資料1-6の12ページです。

利水の資料15ページですが、正常流量の考え方を追加しました。非かんがい期、 代かき期、普通期の期間ごとに、どの区間の何で正常流量を算定しているのかを 追加しております。魚の移動なのか、産卵なのか、それとも流水の汚濁の防止に よるものかを明記しております。

続きまして、資料1-6の13ページをお開きください。

利水資料の16ページですが、数値比較がしやすいよう、大乗寺橋地点での10 分の1渇水流量の値を追加しました。

以上が、利水参考資料の修正になっております。

なお、資料 1 - 5 のほうの環境の参考資料につきましては、諮問時との変更点は ございません。

続きまして、そのほかの意見についてです。

諮問時に気象変動の影響と水質の維持についての意見をいただいたほか、後日、 事務局にいただいた意見として、正常流量設定地点を魚類の産卵で決定している 場合に、その設定地点が産卵場所でなければならない理由の 3 点について、口頭で説明させていただきます。

まず1点目です。本文や参考資料への気温の上昇や経年変化に対する、あるいは気候変動に対する記載を検討できないかという意見について、傾向を確認してみました。年間降水量と年平均気温の過去33年間のデータを確認したところ、いずれも若干の上昇傾向は見られました。しかしながら、これが気象変動による影響かどうかはわかりませんでした。

なお、今回の矢田川河川整備基本方針では、3時間、6時間、24時間の年最大雨量を網羅する現時点で想定できる最大の流量をもたらす降雨パターンを採用して計画しております。また、計画規模を超過する洪水等の対応については、ソフト対策を関係機関と連携して推進していくように考えているため、本文等への記載は特に行っておりません。

2 点目の水質について、将来にわたって良好であることの見通しについて記載を 検討できないかとの意見をいただきました件です。

資料1・2の流域の概要資料41ページに、過去10年間の水質の経年変化を見まして良好な状況が確認できていること。そして、44ページにあるとおり、生活排水処理率が平成20年度で99.6%に達しております。これを踏まえて、本文9ページ、河川環境の整備と保全に関する事項にあるとおり、水質については今後も良好な状況を維持するため、関係機関と連携を図り、流域全体で水質の保全に努めていくように考えておりますので、本文、参考資料等の修正は特に行っておりません。

最後に、産卵に関する正常流量設定地点についてです。

資料1-4の15ページをお開き願えますでしょうか。

正常流量は、資料1-4、15ページの下半分で記載しておりますとおり、4月から6月の代かき期以外は流水の清潔の保持で正常流量を決めており、代かき期

のみはB区間のウグイの産卵時の水深で決めております。B区間とは、美の谷川の合流地点から山田川の合流地点までの約13キロメートルの区間ですが、その中から代表地点は大乗寺橋下流としております。理由としましては、B区間の瀬の中で唯一、魚の産卵を聞き取っている場所であることから、ウグイが産卵する瀬としても大乗寺橋下流が唯一であると考えており、流量を維持する必要があると考えております。

以上が、資料1-6の説明になります。

続きまして、資料1-7「パブリック・コメント 提出された意見の概要とこれ に対する考え方」を説明させていただきます。

矢田川水系につきましては、パブリックコメントを平成22年5月14日から2週間実施しております。意見としましては、10名の方から20件の意見をいただいております。

まず、一つ目から四つ目の意見でございますが、「災害の防止を基本として、安全で安心できる川となるように整備していただきたい」、「県民の安全・安心を重点に実施してください」、「矢田川付近に暮らしている人々に被害が及ばないような整備を期待します」、「浸水地帯の対応をあわせてお願いします」という意見がございました。

これにつきましては、矢田川は全川にわたり流下能力が不足しておりますので、 おおむね50年に1回程度の降雨により発生する洪水を安全に流下できるような 河川改修を考えております。具体的には、河道掘削や堤防のかさ上げなどの河川 改修を実施して河積を拡大し、計画規模の降雨により発生する洪水を安全に流下 させることを県としては考えております。

続きまして、五つ目の意見、「計画規模の降雨であれば、家が被害を受けること はないのか」という意見がございました。

これにつきましては、改修途上の場合など、場合によっては浸水被害が生じるこ

とがあります。また、計画規模を超える降雨の場合などについても浸水の生じる可能性があり、浸水被害は完全に解消することは困難です。そのため、水位などの河川情報の提供やハザードマップの活用など、関係機関と連携してソフト対策に取り組むことにより被害の軽減を図ることを県としては考えております。

この五つのことにつきましては、本文 6 ページ、洪水、高潮等による災害の発生 の防止または軽減に関する事項に盛り込んでおりますので、修正はいたしており ません。

ページ変わりまして、資料1-7の2ページをお開きください。

ナンバーのところに(1)、(3)と書いておりますけれども、先ほどの1番目と3番目の意見と同じとなっております。ただ、キーワードが違っておりますので、再度記載しております。

一つ目、三つ目、六つ目、七つ目の意見としましては、「今ある自然豊かな矢田川をなくすことなく整備していただきたい」、「自然が長年かけてつくり出した形状を崩さない整備を期待します」、「野生動物が生存しやすい環境の維持をお願いします」、「近年、魚の姿が見えなくなった、特に昨年からは姿が見えない」という意見がございました。

これに対しまして、河川の整備では、治水、利水の機能を考慮した上で、地域住民、専門家等の意見を踏まえて、矢田川の多様な生物が生息できる河川環境の保全、再生に努めていくことを県としては考えております。一例としましては、横断的、縦断的な連続性を確保して、水生生物の移動に配慮した整備などを考えております。

これにつきましても、本文 7 ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り 込み済みということで、修正はいたしておりません。

同じく(7)の意見ですが、「川の水の色は変わらないが、魚が住めない水が流れているように感じる」との水質に関する意見がございました。

これにつきましては、先ほど資料1-6のところでも申しましたとおり、香美町の生活排水処理率が平成20年度で99.6%に達し、ほぼ整備済みとなっております。また、水質汚濁に係る環境基準の類型指定もA類型を満足し、良好な水質を維持しております。県としましては、今後ともこの状態を維持するために、香美町などの関係機関と連携して流域全体での水質改善に努めるように考えております。

これにつきましても、本文 7 ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り 込み済みということで、修正はいたしておりません。

続きまして、八つ目の意見、「子供や大人が遊べる場所を整備していただきたい」という意見がございました。

矢田川では、矢田川まつりなど河川利用が盛んであるため、治水、利水の機能を 考慮した上で、地元住民、専門家等の意見を踏まえた地域の人々が水辺に親しみ やすい場の確保に努めることを県としては考えております。

これにつきましても、本文 7 ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り 込み済みということで、修正はいたしておりません。

続きまして、3ページです。

九つ目の意見、「矢田川に生息する鮎への影響は、この基本方針に考慮されているのか」という意見がございました。

これに対しまして、鮎を初めとしてウグイ、アマゴ、アカザなど、魚の移動や産卵に必要な水量を考慮しております。現状で中上流の一部区間、一部期間では満足しませんが、これにつきましては今後、関係機関と連携しながら確保していくよう県としては考えております。

これにつきましても、本文 9 ページ、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項に盛り込み済みということで、修正はいたしておりません。

その他の意見としまして、10番目の「全川改修の必要性を教えてほしい」という意見、11番目の「現況での洪水処理能力はどれぐらいなのか」という意見がありました。

一つの地点例としまして、計画基準点である大乗寺橋を例にとりますと、基本高水のピーク流量1,800トンに対して、現状の流下能力では約1,400トンとなっております。そのほかの地点につきましても、資料1-3、治水参考資料の18ページの流下能力図にありますとおり、全川にわたって流下能力が不足しているため、県としましては、河川改修を実施する必要があると考えております。

12番目の「計画だけで終わるのではないか」という意見、13番目、14番目の「整備に早期に着手してほしい」との意見がありました。

これに対して、県としましては、今後の予算状況の中で費用対効果などを検討しながら早期着工に努めます。

ページ変わりまして、4ページをお開きください。

15番目から20番目までの意見です。15番目と16番目、17番目の意見、「工事の着工、完成年度はいつなのか」、17番目の意見、「改修の区間はどこなのか」、18番目の意見、「全体的に計画してほしい」、19番目の意見、「どのような工事を行うのか」、20番目の意見、「支川への背水の影響は考慮してあるのか」という意見がありました。

具体の整備内容や整備時期につきましては、追って定める河川整備計画において、今後20年から30年間の計画について検討を行うように考えております。18番目の意見で「全体的に計画してほしい」、20番目の意見で「支川への背水の影響」についての意見がございますが、県としましては、本川の流下能力向上だけではなく、支川も含めた矢田川流域全体として、災害の発生の防止、または軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、矢田川の説明を終わらせていただきます。

井上会長 どうもありがとうございます。

ちょっと私、聞き漏らしてしまったんですが、資料 1 - 6 で後で資料なしで言われた何点かありましたね。 3 点ほど、項目だけでも、もう一度ちょっと言っていただけませんでしょうか。

小島河川計画室調査環境係主査項目ですか。

井上会長 はい。資料1-6の後のほうです。資料1-6の最後のほうの。

小島河川計画室調査環境係主査 まず 1 点目が気象変動の影響、 2 点目が水質の維持についての意見、 3 点目が正常流量設定地点を魚類の産卵で決定している場合に、その設定地点が産卵場所でなければならない理由の 3 点です。

井上会長 はい、わかりました。

ただいまの説明について、いかがでしょうか。

ちょっと今の資料 1 - 6 の最後のページですね。この図の修正前と修正後の違い というのはどこに。

小島河川計画室調査環境係主査 資料 1 - 6 の 1 3 ページですね。黒の線で 1 0 分の 1 渇水流量を書いておるんですけれども……。

井上会長 ちょっと待ってくださいね。利水の16ページを見たらいいんですね。資料1-4ですか。

小島河川計画室主査 資料1-4の16ページ。

赤色が正常流量なんですけれども、どの図も一緒になるんですけれども、黒の線で10分の1渇水流量を書いているのですが、大乗寺橋地点での赤線上の1月から3月で言いますと2.07、4月から6月で言いますと2.05という数値ですが、グラフ自体に変わりはないのですが、10分の1渇水流量の大乗寺橋地点での値を記入しまして、正常流量との数字の比較がしやすいように追加させていただいております。

井上会長 わかりました。デジタル表示もしたということですね。わかりまし

た、すみません。

いかがでしょうか。

きょうは、これを我々が答申ということになるんですが、御意見をいただきたいと思いますが、前回、今年の3月ですが、諮問のあったときに色々出ました意見、それからその後、事務局内で色々調整された結果がこの資料1 - 6 に修正前、修正後ということでひとまとめにしてあります。いかがでしょうか。もし、それ以外のところも何かお気づきの点がありましたらお願いしたいと思いますが。

道奥委員 ちょっとよろしいですか。

細かいところで申しわけないですが、先ほどの資料の1-7のパブリック・コメントに対する県の考え方の9番目なんですけれども、必要な流量を関係機関と連携しながら確保するように努めますということが記載されているんですが、こういう考え方なんですが、本文右側を見ますと、関係機関と連携して確保するように努めるというふうに読み取れないんですけれども、変更なしということで、どの部分、変更なしになったというのはなぜなのか。県の考え方がこの本文を読んで読み取れるかどうか。連携するとか、確保するとか特に書かれてない、本文には。

森口河川計画室長 河川計画室の森口でございます。

本文の6ページ、資料1-1の6ページの河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項のところで、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めるという記載をしてございます。このところは、前回少し説明させていただきましたが、関西電力の入江ダムの発電所からのいわゆる確保流量、維持流量的なものを今後、水利の更新のときに関西電力さんと一緒に考えていって、どのぐらい放流していったらいいのかということをあわせて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

道奥委員 ありがとうございました。ちょっとこの資料だけ聞いたものですから、結構です。

井上会長 よろしいでしょうか。

道奥委員 はい。

井上会長 ほか、いかがでしょうか。

特に御発言ないようですので、ただいま御説明がありました矢田川水系河川整備基本方針(案)について、原案どおり認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

井上会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおりで答申するということにいたします。どうもありがとうご ざいました。

それでは、次に2件目の議題でありますが、蓬川水系河川整備基本方針について、 今回、知事から新たに諮問を受けたものでございます。これにつきまして、事務 局から説明をお願いいたします。

藤木河川計画室計画係主査 蓬川水系河川整備基本方針について説明させていただきます。河川計画室の藤木と申します。よろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

蓬川の資料につきましては、資料2-1から資料2-5でございます。資料2-1は蓬川水系河川整備基本方針(案)の本文でございます。資料2-2から資料 2-4は蓬川水系河川整備基本方針の根拠となった参考資料、資料2-5につき ましては、本日説明いたしますパワーポイントとなっております。

それでは、まず資料2-1の基本方針(案)をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。河川整備基本方針につきま しては、河川法施行令の定めに従いまして、目次に示します事項について取りま とめたものとなっています。

一つ目は、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針といたしまして、流域及び河川の概要や川づくりの方針などについて記述しております。二つ目は、河川整備の基本となるべき事項といたしまして、基本高水、主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形、川幅などについて記述しております。

この内容につきまして、資料 2 - 5 により、パワーポイントを用いまして説明させていただきます。それでは、お手元資料の資料 2 - 5 の 2 ページ目をお願いいたします。

まず初めに、流域及び河川の概要でございます。

蓬川は、二級河川武庫川から六樋合併樋門により農業用、工業用に取水された用水が流れる水路の尼崎市西昆陽に設けられた第2分水堰に源を発しております。 尼崎市西部の市街地内の水路を南へ流下した後、難波樋門が二級河川蓬川の法定河川の上流端としております。そして、河口のほうが下流端となっております。 また、河口部の沖には海岸管理者の設置いたしました尼崎閘門が設けられておりまして、ここから大阪湾のほうへ注いでおります。

蓬川の法定河川延長につきましては、約2.8キロメートル、河床勾配は法定区間の上流部で約400分の1、下流部は水平になっておりまして、法定河川の全区間が感潮区域となっております。

次、3ページをお願いいたします。

次に、流域の概要でございます。

蓬川流域は、すべて尼崎市に属しておりまして、流域面積は5.7キロ平方メートル、流域内人口は約9万4,000人でございます。また、国道2号より下流につきましては、はんらん域が流域外にも及んでおりまして、流域にこのはんらん域を加えた流域圏の面積は約7.1キロ平方メートル、人口は約10万3,00人となっております。

次、4ページをお願いいたします。

次は、流域内の土地利用でございます。

流域内の土地利用は、全面積の約94%が市街地、約6%が農地となっておりまして、山地はございません。流域内の農地は点在してございますが、田畑を合わせて36ヘクタールとわずかに残されている状況でございます。

また、蓬川流域につきましては尼崎市の密集市街地でございまして、あと、名神高速道路、国道2号、国道43号、阪神高速3号神戸線などの幹線道路、それからJR山陽新幹線、JR東海道本線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線などの鉄道が東西に横断しております。さらに主要地方道尼崎宝塚線が南北に縦断しており、河口の尼崎西宮芦屋港につきましては、重要港湾に指定されております。

次、5ページをお願いいたします。

次に、蓬川の河道の状況について、河口から上流に向かってお示しいたします。

パワーポイントの右側にある地図の白抜きの赤丸が左側にお示しします写真を撮影した場所を示しております。蓬川の法定区間の下流の周辺は地盤が低いゼロメートル地帯でありまして、河口の外側に海水による浸水を防御するため、左下の写真にお示ししますとおり、海岸管理者によって尼崎閘門と東浜排水機場が設置されており、この閘門を通じて大阪湾の方に注いでおります。また、法定河川区間の全区間は潮の満ち引きの影響を受ける感潮区間でもあり、国道43号線より下側につきましては港湾区域にも指定されており、河川と港湾との重複区域となっております。

次、6ページをお願いいたします。

次に、阪神電鉄本線から蓬川の法定河川上流端である難波樋門までの区間の様子でございます。

代表地点といたしまして、河口より約1.8キロメートルの阪神本線から上流の 明倫橋を臨む上流の状況と、河口より約2.7キロメートル付近の第二蓬川橋か ら上流端の難波樋門の状況を写真でお示ししております。河口から法定河川の上流端までの河道の護岸につきましては、両側とも矢板護岸が既に全川にわたって整備されております。また、護岸の上部はタイルによって修景されておりまして、河川沿いにある公園や緑地とのバランスを保った都市景観を形成しています。

次、7ページをお願いいたします。

次に、法定河川区間よりさらに上流の蓬川の流域内を流れております水路の状況を写真にお示ししております。

代表地点といたしまして、河口より約3.5キロメートル付近の市道道意線橋梁の下流側の様子と、河口より約8.1キロメートル付近にある尼崎市常吉1丁目付近の常吉源太郎橋周辺の水路の状況を写真でお示ししております。流域内の水路につきましては、農業用水を兼ねた用排水路となっておりまして、一部、尼崎市によって水辺を生かした公園、ご覧のように公園としての整備が行われております。

次、8ページをお願いいたします。

続きまして、流域の変遷でございます。

これは、昭和22年と昭和46年に撮影されました蓬川の河口から上流端までの 法定河川区間全体の航空写真を上下に並べております。

上のほうが昭和22年の写真をお示ししております。昭和22年の写真を見ますと、法定河川の上流端付近で田畑が一部見られますけれども、既に下流部の沿岸部では工業化、内陸部についても、市街化は進んでおります。

下の昭和46年でございますけれども、臨海部の埋め立てが進んでおります。それから、工業施設の集積がさらに進んでおりまして、河口部につきましては尼崎閘門と東浜排水機場が設置されている状況となっております。また、沿川のほぼ全域で市街化が進んでおり、国道43号から法定河川上流端までは、家屋がかなり密集しているような状況がわかります。

次に、9ページをお願いします。

続きまして、先ほどお示ししました昭和46年の航空写真を、それからまた下段のほうに平成20年の航空写真を並べたものをお示ししております。昭和46年当時の先ほど説明させていただきましたとおり、既にもう蓬川全川の市街化はほぼ全域において進んでいたので、平成20年の航空写真と比較しても、特に流域の状況については大きな変化はございません。

次、10ページをお願いいたします。

次は、地形と地質について説明させていただきます。

蓬川につきましては、流域の東側と北側は淀川水系の庄下川流域、西側につきましては、武庫川の左岸の堤防に接しておりまして、南側は尼崎閘門を挟み、大阪湾に面しております。流域の地形は、武庫川、猪名川の両河川の土砂堆積によりできた沖積平野部と、河口部は大阪湾の沿岸流による土砂が堆積してできた海岸平野部による平野となっております。

また、この下の図にお示ししますように、国道 2 号よりも南側につきましてはゼロメートル地帯となっておりまして、潮位の高い場合には河川から自然に海へ流下できない地形となっております。

蓬川流域の地質につきましては、基盤岩類を覆って堆積した被覆層が深く、古い順に神戸層群、大阪層群、上部洪積層に大別されております。

次の11ページをお願いいたします。

続きまして、流域の気候でございます。

蓬川流域の気候につきましては、瀬戸内海気候区に属し、年間を通じて温暖で過ごしやすい気候となっております。下段のグラフにつきましては、赤色の折れ線グラフが気温、青色の棒グラフが降水量を示しております。

気象庁の豊中観測所のデータによりますと、年平均気温は全国平均の14.0 より高い15.8 となっており、年間降水量につきましては、全国平均の1, 700ミリをかなり下回る1,300ミリとなっております。また、気温と降水量の月別変化を見ますと、月別平均気温の最高は8月の28.0、最低は1月の4.7 で、降水量は6月と9月に多く、冬期は少なくなっております。

次の12ページをお願いいたします。

続きまして、流域の自然環境でございます。

蓬川は、既に矢板による護岸整備がなされておりまして、法定河川区間のすべてが感潮区間でございます。従いまして、河道内の植生もなく、瀬や淵も形成されておりません。また、蓬川流域を含む尼崎市域、伊丹市域は全域で市街化が進んでおり、そのほとんどが市街地と工場地帯となっております。このため、流域の自然植生といたしましては、隣接する武庫川の左岸堤防にヤダケ・メダケ群落とヨシクラスが見られるのみであります。また、河岸沿いの公園などの植生につきましては、すべて植栽されたものとなっております。

次、13ページをお願いいたします。

続きまして、蓬川の自然環境について、河口から上流に向かいまして順に写真で お示ししています。

まず、河口から国道 4 3 号線までの区間についてですけれども、河道はコンクリートと矢板による直立護岸が既に整備されておりまして、河道内にも植生はなく、わずかに植栽は公園のところにありますけれども、植生はございません。魚類につきましては、この国道 4 3 号より河口までの区間については調査を行っておりません。鳥類につきましては、キンクロハジロ、ホシハジロなどのカモ類とカモメ類の一種が確認されております。

次の14ページをお願いいたします。

次に、国道43号線から法定河川上流端の難波樋門までの区間でございますが、下流と同様、堤防の部分をあわせてコンクリートと矢板の直立護岸となっておりまして、河道内の植生はございません。河岸に整備された公園に樹木はございま

すが、先ほど説明させていただきましたとおり、すべて植栽となっております。 魚類につきましては、下流側の明倫橋付近でコノシロやスズキなど汽水域特有の 種が確認されております。また、上流域の第二蓬川橋付近では、ボラ、スズキ、 コイ、フナ属と、汚濁に比較的強い外来種のカダヤシなどが確認されております。 鳥類につきましては、上流の難波樋門付近でカモ類が確認されており、河岸沿い の公園にはスズメが広い範囲で確認されております。

次、15ページをお願いいたします。

続きまして、蓬川の水質でございます。

蓬川では、水質汚濁に係る環境基準の類型指定はされておりませんが、尼崎市により、琴浦橋において、平成7年度から継続的に生活環境項目に関する水質調査が行われております。その結果を見ますと、平成18年度のBOD75%値は2.1mg/1で、環境基準値B類型相当の3mg/1を下回っております。また、近年の琴浦橋付近の水質調査結果の傾向としては、BOD75%値は2mg/1前後を推移しておりまして、おおむねA類型程度となっております。

次の16ページをお願いいたします。

次は、蓬川の歴史・文化でございます。

蓬川流域が含まれる尼崎市の平野部は、河口部の比較的開墾可能な低湿地が利用可能であったことから、縄文・弥生時代から人が住み始めました。平安時代から 鎌倉時代には新田開発が進み、荘園が形成され、河口では港が栄えました。

また、江戸時代には、大阪の西に位置することから、本格的な築城と城下町建設とともに、治水や利水の整備や新田開発が行われ、農業生産の増大が図られました。このときに整備された水路網は、現在も残っている水路網のもととなっております。

近代では臨海部で工業地帯化が進み、沿川の平野部では宅地化が進行しておりま して、高度成長期には流域のほぼ全域が市街地となっております。また、流域内 の文化財といたしましては、県指定重要文化財の石造十三重塔、市指定文化財の石造宝篋(ほうきょう)印塔があります。

次、17ページをお願いします。

次に、蓬川の空間利用でございます。

蓬川の法定河川区間となっている下流部は、河口部は工業地帯となっておりまして、北堀運河付近の中洲橋より上流につきましては、両岸が公園や緑地として整備されております。先ほども説明させていただきましたけれども、河岸沿いは護岸が既に整備されておりまして、護岸上部が修景され、バランスのよい都市景観が形成されております。

法定河川より上流につきましても既に護岸は整備されておりまして、流域内の水路の一部は昭和10年代に開発されました阪急武庫之荘付近の住宅地を流下しております。また、先ほど説明させていただきましたように、農業用水路と兼用の用排水路となっておりまして、尼崎市によって水辺を生かした公園として一部整備されている場所があります。

次、18ページをお願いいたします。

次に、蓬川に関する関連計画でございます。

国道43号より下流につきましては港湾区域に指定されており、港湾区域の利用空間の整備を目指した21世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画に基づき、本計画のもとで蓬川から北堀運河、さらに尼崎の森中央緑地につながる右岸散策路の整備が進められております。

次の19ページをお願いいたします。

次に、蓬川の水利用でございます。

蓬川の法定河川区間は全て感潮区間であり、この区間での農業用水、上水道用水、 工業用水としての利用はございません。法定河川区間より上流においては農地が わずかに残っておりまして、武庫川六樋合併樋門から取水された水が利用されて おります。

次の20ページをお願いいたします。

次に、既往の洪水・高潮被害の概要でございます。

蓬川が流れる尼崎市につきましては、武庫川と猪名川のはんらん原でもございまして、高潮や洪水の被害が発生しやすい地形となっております。表にお示ししますとおり、昭和9年9月の室戸台風、昭和25年9月のジェーン台風による高潮による高潮災害がありまして、沿川では甚大な被害が発生しております。また、昭和42年7月にも梅雨前線による洪水が発生しております。近年では、平成元年9月、平成2年9月、平成6年9月には局地性の豪雨などにより、河川へ流入するまでの水路などで内水はんらんの被害が発生しております。

次の21ページをお願いいたします。

これが既往の高潮被害の状況でございます。

まず、左上の写真でございますが、こちらは昭和9年に発生いたしました室戸台 風における高潮被害の写真でございます。続きまして左下の写真でございますが、 こちらは昭和25年のジェーン台風の際に発生した高潮被害の写真でございます。

また、一番右側の写真につきましては、阪神尼崎駅南側に設置されている、これらの高潮災害時の最高水位を表す標柱でございます。

次の22ページをお願いいたします。

続きまして、左の図につきましては、昭和42年7月豪雨のときの浸水実績図を示しております。右の図につきましては、平成6年9月の9月豪雨のときの浸水 実績を示しております。着色が若干異なりますけれども、ベタ塗りされた場所が 浸水実績箇所でございます。平成6年の9月豪雨につきましては、蓬川流域での 浸水実績はほとんどございません。

次の23ページをお願いいたします。

続きまして、蓬川の治水事業の経緯でございます。

治水事業の経緯といたしましては、昭和43年度から昭和63年度にわたり、国道43号蓬川橋から難波樋門の約1.3キロメートルの区間で高潮対策事業を実施し、河床掘削及び護岸整備が行われております。また、平成6年から平成10年まで護岸の美装化や耐震補強の実施がなされております。

海岸の高潮事業といたしましては、昭和25年のジェーン台風を契機に閘門式防潮堤の整備が行われておりまして、閘門閉鎖中の洪水については、海岸管理者が設置した東浜排水機場と隣接する庄下川流域に河川管理者が設置いたしました松島排水機場を一体的に操作いたしまして、大阪湾と左門殿川へ排水しております。次に、24ページをお願いいたします。

これは、蓬川の現況の流下能力を表した図でございます。中央の距離標を挟みまして、上の段が右岸側、下の段が左岸側でございます。横軸は左が河口、右に行くと上流という形になっております。また、縦軸のほうでございますけれども、右岸側につきましては、中心から上に行くほど流下能力が大きく、左岸側につきましては、中心から下に行けば行くほど流下能力が大きいことを示した図でございます。蓬川につきましては、高潮対策による護岸が既に完成しており、余裕高を考慮した堤防高と計画高水位は同じとなっております。

次に、25ページをお願いいたします。

続きまして、蓬川の縦断的な勾配を表した図でございます。図の左側が蓬川の下流で右側が上流になっております。左の端が河口となっております。

蓬川につきましては、河口から国道43号の区間につきましてはほぼ水平、国道43号より上流につきましては400分の1の勾配、すなわち400メートル行くと1メートル上がるといった勾配になっております。

次、26ページをお願いいたします。

こうした流域及び河川の現状を踏まえまして、ここからは河川の総合的な保全と 利用に関する基本方針をお示しいたします。 まず、蓬川の川づくりの基本方針といたしましては、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を四つの柱といたしました「"ひょうご・人と自然の川づくり" 基本理念・基本方針」に基づきまして、河川整備の実施状況、水害の発生状況、河川利用の現状、河川環境の保全、尼崎市の総合計画などを考慮した上で河川の総合的な保全と利用を図ります。

次に、27ページをお願いいたします。

災害の発生の防止または軽減に関しましては、計画規模で発生する洪水や高潮から沿川の住民、資産を守るための施設は既に整備されています。今後はこれらの施設の適正な維持管理を行ってまいります。

また、下水道の内水排除ポンプ、高潮防御のための海岸保全施設等が確実に稼働することで河川施設として所定の機能が発揮されることなので、これらの施設が一体的に運転、操作され、施設が適切に維持管理されるよう、それぞれの施設管理者と連携を図ってまいります。

また、計画規模を超える洪水や高潮による被害を軽減するため、情報伝達体制や警戒・避難体制の整備やハザードマップの活用支援、自主防災意識を高める取り組みを行い、情報の提供と共有により地域住民主体の防災活動を支援することで総合的な被害軽減対策を関係機関、沿川住民の方と連携して進めてまいります。

次の28ページをお願いいたします。

次に、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項です。

河川水の利用につきましては、平常時は必要に応じて河川流況の把握に努めてまいります。また、新たな水需要が発生した場合につきましては、関係機関と協議、調整の上、水資源の適正な利用を図ってまいります。さらに渇水、震災などの緊急時につきましては、関係機関との連携により適切な河川水の利用が図られるように配慮いたします。

次に、29ページをお願いいたします。

次に、河川環境の整備と保全に関する事項につきまして説明させていただきます。河川環境の整備と保全に関する事項につきましては、尼崎市内の市街地を流れる都市河川として沿川の公園など周辺の環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の維持に努めてまいります。また、水質につきましては、今後も良好な状況を維持するため、流域全体で水質保全に努めてまいります。

次の30ページをお願いいたします。

続きまして、河川の維持管理についてですが、災害発生の防止または軽減、河川の適切な利用、河川環境の整備と保全の観点から、地域住民の方、地元自治体、関係機関と協力しながら適切に行うことといたします。

3 1 ページをお願いいたします。

蓬川における河川の維持管理に関する具体的な内容といたしまして、河道の適切な維持管理につきましては、河川環境への影響にも配慮し、洪水の安全な流下を図る適正な河道を維持していくものといたします。除草やごみの除去などの日常管理につきましては、住民の方の参画と協働をより推進していくような仕組みづくりの支援を行ってまいります。良好な水質を維持していくために、住民の水質に関する意識の向上を図ってまいります。河川に関する情報につきましては、地域住民や関係者へ提供することで、住民みずからが主体的に川を守り育てる社会づくりの推進を図ってまいります。

次の32ページをお願いいたします。

ここからは、河川整備の基本となるべき事項について説明させていただきます。

計画基準点につきましては、蓬川の重要な防御対象である尼崎市の想定はんらん域の上流に位置している河口から約2.7キロメートル地点の第二蓬川橋を蓬川の計画基準点といたします。

次、33ページをお願いいたします。

次に、基本高水流量、計画高水流量でございます。

基本高水流量とは、ダムなどの洪水調節施設がない場合にそのまま河川を流れる水の量です。また計画高水流量とは、洪水調節施設による調節後の流量でございます。

蓬川は、流域の重要度などを勘案いたしまして、計画規模を100分の1といたしまして計画降雨量を6時間で254ミリに設定しております。この豪雨を特性曲線法という流出解析手法を用いまして流域内の下水道排水ポンプ施設の稼働による流域内排水の控除を考慮いたしまして流出計算を行いますと、先ほど説明させていただきました計画基準点である第二蓬川橋地点の基本高水のピーク流量は、毎秒60トンとなります。蓬川には洪水調節施設がございませんので、計画高水流量を毎秒60トンとして設定いたします。

次、34ページをお願いいたします。

続きまして、主要な地点における計画高水位及びおおむねの川幅でございます。

蓬川水系の主要な地点といたしましては、第二蓬川橋を計画基準地点としております。計画高水位とおおむねの川幅は表のとおりでございます。治水事業の経緯でも述べましたが、全川にわたって堤防は既に整備されておりまして、計画高水流量を計画高水位以下で安全に流下できますように、今後は河床掘削により河道の維持に努めてまいります。

次、35ページをお願いいたします。

最後に、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項でございます。

蓬川水系につきましては、先ほど説明させていただきましたように、法定河川区間の全区間が感潮区間となっておりまして、農業用水その他の水利用がございませんので、本方針において、正常流量の設定はいたしません。

以上が蓬川水系河川整備基本方針の概要で、これらをまとめたものが資料 2 - 1 に示す蓬川河川整備基本方針の本文案でございます。 これで説明を終わらせていただきます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

ちょっとお聞きしたいんですが、この川は、庄下川とこの蓬川と両方を考えないと治水は図れないですよね。この蓬川だけで、片側が国のほうの管理河川なので、県としては、それは立ち入ることはできないのかもしれませんけれども、その辺の検討はされているんでしょうか。

それともう一つは、河口で河口が閉め切られていますよね、閘門と排水機場になって。ということは、実際の洪水時にはどのようにして海へ水を出すのかというね、何かその辺の検討はどのようになっているのか、ちょっと教えていただけませんでしょうか。

藤木河川計画室計画係主査 まず1点目ですけれども、確かに庄下川水系のほうにつきましては一級水系ですけれども、庄下川の整備計画をつくるに当たり、 蓬川水系も一体的に流域の分割の計算をしています。庄下川につきましても、計画の100分の1相当の流量を流した上で、閘門の湛水位、その他考慮はしております。

井上会長 仮に言えば、庄下川の流域と蓬川の流域に大雨が降ったと。そのときに、その下流側は全部閉じられるということですよね、これ。それで実際、水がはけるのかということなんですよね。もう少し普通の言葉で言えば、そういうことなんですけれども。

森口河川計画室長 河川計画室長の森口でございます。

すみません。お手元の基本方針の資料 2 - 1 をめくっていただいて、こちらのほうに流域図がついています、蓬川流域図、このページです。

御指摘いただきましたように、庄下川が東のほうに流れていまして、庄下川が下流のほうでは名前を変えて旧左門殿川という形になって、その西の蓬川と同じ尼

崎閘門に流れ込んでくる。両方、洪水のときと申しますか、尼崎閘門を閉めている状態のときに洪水が発生いたしますと、そのときに尼崎閘門の横に立っている東浜排水機場、これは海岸管理者のほうでつくった排水機場がございます。これで排水するということと、その庄下川の43号線のところ、大阪市という囲みがあるところに松島排水機場というのがございますが、これが庄下川からの流水を中島川のほうに排水する排水機場でございまして、この松島排水機場と東浜排水機場の二つの排水機場でもって洪水の処理を行ない、この二つの排水機場で中島川ないし大阪湾のほうに排水するということになっていまして、松島排水機場は、これは兵庫県が管理しております。東浜も兵庫県が管理しておりますが、それぞれ河川管理者と海岸管理者が連携を図って庄下川と蓬川の洪水処理を行うということで、管理者としては兵庫県が一体となって両方の川について排水を行うと。

井上会長 それでは、ちょっと確認のためですが、その松島排水機場と東浜排 水機場の排水容量はどのぐらいあるんでしょうか。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 すみません。お手元の資料 2 - 3 の 1 4 ページをごらんいただきたいんですけれども、これは現在のポンプ容量を示しておりますけれども、現在は、この図の一番下のほうに東浜排水機場の容量が 7 2 トン、毎秒 7 2 トンということですね。それから、その図の右下のほうに、左門殿川と書いてあるちょっと下の辺に松島排水機場の記載がございますけれども、ここの容量が 9 1 トン毎秒ということで、これは今回の蓬川の基本方針の量に対応する量までは、まだ整備できていませんけれども、現段階ではこういう容量のポンプが設置されているということでございます。

井上会長 そうすると、庄下川の基本方針の流量は、これは国が定めるんです か。もう定まっているんですか。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 基本方針そのものでは、淀川本川とか 猪名川とかの流量というのは規定されておりますけれども、その支川になりまし て、そこまでは計画値としては定められておりません。

井上会長 それともう1点、先ほど、この資料で流域以外のポンプ排水量は4 1.6ということをおっしゃったんですが、これがこの図でいくと、どの部分、 どこがその合算値になっているんですか。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 すみません。参考資料の同じ資料2-3の17ページをお開き願いたいと思います。

17ページの表の3.4というところに、表3.4の上の表でも下の表でもいいんですけど、左端のほうに排水機場名というのがございまして、常松中継、南武中継、大庄中継、この三つの排水機場の名称がございますけれども、この三つが庄下川流域を排水区に含んでいる武庫川に排水する下水のポンプ場でございます。それで、それぞれのポンプ場の排水処理区としては蓬川以外の区域も引っ張っておりまして、蓬川に係るそれぞれのポンプ場の能力を面積按分しまして、蓬川流域からどれだけの水を引っ張ることができるかという計算をした結果がその下の表3.6でございます。

それで、表3.6で現状ポンプ容量という項目の欄があるんですけれども、ここで常松で0.68、南武で27.30、大庄で13.67、これが蓬川流域から武庫川へ引っ張れる排水できる量でございます。この合計値の41.65トン毎秒というのが流域から蓬川に入らずに武庫川へ排水される量ということですので、流出計算をする際にこの分を差し引いております。

ですから、先ほどの参考資料でお示ししました比流量を考えるときには、自然状態での流量が適正かどうかというのを見たいので、その分を戻して、本来、このポンプで吐かなければ何トンが蓬川に流れてきたのかということで、今、基本高水としては55トンで、それをまとめて60トンとしておりますけれども、そこに武庫川へ吐き出されていた量を足して約97トンというのをベースに比流量はチェックしております。

井上会長 ちょっと最後にもう1点、このパワーポイントのやつで33ページですけれども、基本高水のピーク流量を受けた、これで雨が上に、この図ですけれども、上に雨が書いて、下に流量が書いてある。これは、だからそのポンプの量はあらかじめ差っ引いてあるんですか。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 そうですね。この図につきましては、ポンプ容量を引いてあります。引く前の線も入れていたら分かり易かったのですけれども、ここで、これが時間軸です。雨が降っているのですけど、流出のほうは出てきてないことになっています。これはなぜかというと、この分はポンプ能力の範囲内ですので、雨水排水ポンプで吐き出すということができるので、流出が入っていません。それで、このあたりで河川への流出が出てくるというのは、雨が多くなってポンプ能力を超える流出が出てくるので、ここから河川の流量が増えてくるというような形になっています。

井上会長 雨量で色が塗ってあるところと塗ってないところがありますね。 塗ってないのはごくわずかですけれども。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 ここですか。この部分ですかね。

井上会長 二重にありますね、それはね。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 すみません。これは引き伸ばしをしておりますので、この黒が引き伸ばし前の計画降雨波形で、このちょっと白抜きで色が見にくいのですけど、この白抜きを足したところが計画降雨量になります。引き伸ばす前は、ですから1.何倍ちょっとですね、少しだけ引き伸ばしています。ですから、これは本来ですと、ポンプ排水がない場合は、このあたりから流出が出てきて、こういう感じの線になります。

井上会長 そういうふうにつけ加えたほうがわかりやすいかもしれませんね。 八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 そうですね。すみません。

井上会長 そのうちポンプは41トンですか。武庫川方面に向かっていくとし

て、残るのが蓬川に流れると。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 そうですね。申しわけございません。 非常に分かりにくい図になっていまして、ちょっと修正して、これ大事な点であ りますので、委員の皆様にも送付させていただきます。

井上会長 そうですか。すみません、どうも。

ほか何かいかがでしょうか。

道奥委員 すみません、道奥ですけど、今の点をもう一度、いま一度確認したいんですけど、まず前半の御質問のポンプで排水するというのは、今のこの計画の基本方針をつくる上において、下流のポンプ能力というのは現状で足りないんだけれども、海岸管理者の範囲なので、河川計画としてはそこはコントロールにならないというふうに理解してよるしいんですね。つまり、見合うだけのポンプ容量があるという前提で考えられたということでよろしいでしょうか。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 今の現状のポンプでは、多分この基本方針に見合う流量、それと基本方針の確率のことを考えますと、庄下川流域からも同じように増えて入ってきますので、現状ポンプでは多分能力不足になると思われますけれども、現時点では河川施設としてのそういう将来計画というものがございません。それで、蓬川の基本方針としましては、将来、当然そういう基本方針レベルでの整備がなされるときには、そういう能力を持ったポンプが整備をされて、決め手としましては、ちょっと参考資料のほうにも書いてあるんですけれども、蓬川の水位ですね、河口域の水位、これが現状と同じ高さに維持されるという前提のもとに計画をつくっております。

道奥委員 ですから、ポンプは制限因子にはならないわけですね。コントロールにはならない。それから閘門があるので、高潮も縁が切られて、高潮の心配は治水計画の中ではしないと、それを 2 点確認したいんですが。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 そうです。ポンプについては増強がな

されて、現在の許容湛水位に将来も保たれるという前提のもと、それから高潮については、現状もそうなんですけど、高潮対策というのは閘門の防潮ラインで図られておって、そういうせいで蓬川そのものでは高潮堤というような形にはなっていない、これも将来にわたってこのような状態が維持されるという前提でございます。

道奥委員 そうしますと、治水事業の経緯の中では高潮に、ここはもうこっぴどくやられたところなので、当然、記載していただくんですけれども、その基本方針の中で洪水、高潮等による災害の発生の防止云々で高潮が位置づけられているんですけれども、これは、やはりまだなお記載しておく必要があるんでしょうか。それとも海岸管理者の管理による尼崎閘門というのはきちっと機能するという前提で河川基本方針をつくりますので、ここはやはり依然やっぱり高潮のことは考えないといけないよという基本方針の中で位置づけなければいけないのかどうかというところがちょっと疑問なんですけれども、それがまず1点と、それからもう一つ、運河の話が尼崎市の計画の中でありまして、そうしますと、この蓬川の舟運とか、いわゆる河川利用の中で航路のことは考えなくていいのか、触れなくていいのかということがまず2点目の質問です。

それと、ここの水質、河川環境はほとんど大阪湾みたいなところなので、河川環境こそ、特に水質ですけれども、海岸管理者との連携が必要になってくるのではないかという、そういうちょっと 3 点、とりあえず教えてください。

森口河川計画室長 1点目の洪水、高潮等による災害発生の防止または軽減に関する事項ということで、何を書くのかというお話なんですが、資料の2・1の5ページに書いていますのは、上から3行目のところで、沿川の住民、資産などを守るための河川施設が既に整備されているという状況にある中で、ただし以下がこの基本方針のみそといいますか、ちょっと工夫したところではあるんですが、こうした河川整備施設は当然、先ほど説明させていただきました下水関係の内水

の対策ポンプであるとか、高潮防御のための尼崎閘門、これは海岸管理者が管理して、これからも増強を考えていくんだというような話の高潮防御のための尼崎閘門あるいは東浜排水機場ですね、こうしたものと一体となって初めて蓬川が安全に守られるということなので、こうした施設は河川と海岸を必ずしも分けて考えるというわけではなくて、当然連携を図って維持管理あるいは今後の増強についても検討していく必要があるということで、ここで下水道管理者、海岸管理者との連携をやはりきちんと図っていくということを、この蓬川の基本方針として掲げているということでございます。

あわせて、庄下川につきましても、これはこれからまだ松島排水機場の増強など、 そういったことも将来的に考えてまいりますので、あわせて考えていくというそ ういう趣旨で下水道管理者、海岸管理者との連携を図るということを目標として います。

平井阪神南県民局尼崎港管理事務所長 失礼します。尼崎港管理事務所長の平 井です。

舟運といいますか、船のほうの関係のことでございますけれども、先ほど御説明させていただきましたパワーポイントの説明資料の13ページの河口から43号までの区間の蓬川の航空写真をお願いいたします。

見ていただけますように、左手の河口のほうから右手のほうに向かいまして中洲橋のあたりぐらいまでは、特に工場が立地しておりまして、この川を使いまして船による工場製品あるいは原材料の取り扱い等が今でも行われております。さらに中洲橋から43号までに至るところにつきましては、ちょっと今、詳しい資料を持っておりませんが、実態としましては、あまりそういう従来の工場が張りついていたころのような貨物の取り扱いというものはないかと思っております。状況としては、そのような状況でございます。

柴田委員代理人 ちょっと質問よろしいですか。

森口河川計画室長 すみません。3点目の水質の関係でございますが、資料2-2の16ページ、17ページあたりに生物の状況がちょっと書いてございますが、18ページに総括的に底生動物の状況を書いています。

平成5年ぐらいまでは、例えばイトミミズであるとか、イトミミズというのは結構、汚濁性の水域のものなのですが、平成11年になると、こういったものが汚濁性の底生動物がかなり減ってきたというか、確認されていない。これは何が劇的に変わっているのかというと、流域の下水整備が進んできて、その辺でBODも改善できましたし、こういった底生動物もかなり様変わりしてきたということがございます。そういう意味で、流域の下水の整備が進んだということで水質がよくなったというふうに思っています。

御指摘の大阪湾の水質の関係というのは、ちょっとすみません。準備不足で、そこまでチェックしていないというのが本音でございまして、少し勉強させていただきたいと思います。

道奥委員 ちょっと流域の住民のいろんな協力を得て、水質あるいは水環境、河川環境を整えるというようなそういう御説明があったのですが、流域だけで決まってないですね、ここの話は。要するに、水質が悪いというのは必ずしも流域からの負荷が多いからだけではなくて、確かに今おっしゃったように下水道整備で良くなった部分はものすごくあると思いますけれども、その一方で、それ以上良くならない大阪湾のほうで決まってしまっている部分がありますので、そういう意味で、その部分は水はもう現に入っていますので、海水ですので、海岸管理者というキーワードですね、河川管理者のところではやっぱり必要になってくるのではないかと。特に、ここでBODで水質をはかられておりますけど、行かれたら、もちろんよく御存じでしょうけれども、もう海そのものですから、CODでも見ていかなければいけない水域の状況です。

それから、先ほどの河川舟運についても、実態がもしそうであるなら、基本方針

の中にやはり舟運という言葉があってもいいのではないかというふうに思いますが。以上です。

柴田委員代理人 資料 2 - 2 の一番最初のところの流域の概要というところと、それから資料 2 - 1 の先ほど説明された流域図のところを二つ見比べてみて、資料 2 - 2 のところの河川の概要のところに書いているんですが、 2 号幹線水路とか、 3 号幹線水路という部分がありまして、それは方針の流域図のどこに当たるのかという話と、多分、蓬川イコール 2 号幹線水路なんでしょうけれども、そこは蓬川流域のうち、どれぐらいの排水が 2 号幹線水路に要は入ってきておるのかというのがわかりましたら教えていただきたいんですが。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 すみません。資料の2-2に比べまして、資料2-1のほうは若干簡略化して書いてございます。こちらは本文と参考資料ということで、ちょっと書き方は変わっておるんですけれども、ちょっとまことに申しわけございません、2-2のほうの幹線水路の配分ですとかそのあたりの部分は、ちょっと現時点で資料を持っておりませんので、このあたりにつきましては別途調べまして回答させていただきたいと思います。

柴田委員代理人 詳しい数値は要らないんですけど、用排兼用になってて、かなり入っているのかどうかというのを知りたかったのと、もう一つは位置ですね。この蓬川というのは2号幹線排水路のことでしょうか、流域図に入っている。法 定河川は確かに下なんですけど、「源を発し」という河川の概要のところで書いてあるので。

藤木河川計画室主査 すみません。河川計画室の藤木と申します。

資料の2 - 2の4ページのあたりにちょっと写真があるんですけれども、ちょう ど資料2 - 2のところが地図になっておりまして、それが写真を撮影した位置に なっております。

今おっしゃられました分水路につきましては、この11番のところ、資料2ペー

ジの11番のあたりが分水堰ですね。それより上流のほうが第2幹線水路になっていまして、そこから下流のほうへ分流しております。ページが飛んでいますので、わかりにくいかと思いますけれども。

柴田委員代理人 後でちょっと教えてください。

井上会長 申しわけないんですが、時間が来てしまって。

吉田(秀)委員 すみません、吉田です。

資料 2 - 1 の 4 ページの治水事業の経緯というところにずっとこの蓬川の治水事業の御説明がありまして、その横の 5 ページのところに洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項で、そこに御説明がありますけれども、その説明のところに河川施設が既に整備されているというふうにありますよね。沿川の住民、資産などを守るための河川施設が既に整備されていると。

この資料、基本方針を読ませていただく限り、蓬川に関しては、もう河川整備はされているというふうに理解していいんでしょうか。今回、この蓬川水系河川整備基本方針で何をどうするというふうなことなんでしょうか。そのあたりがもうひとつ明確にちょっと私には分からないので、御説明いただけたらと思います。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 御指摘のとおり、蓬川につきましては河川整備基本方針レベルの河川整備が既に終わっております。それで、ではなぜ基本方針を策定するのかということになるんですけれども、これにつきましては、河川法におきましては整備を行う、行わないの如何にかかわらず、それぞれの河川については河川整備基本方針及び河川整備計画を策定して、それに基づいて河川を整備あるいは維持管理していくということになっておりまして、すべての河川について策定することになってございます。

ただ、なかなか兵庫県、97水系抱えておりまして、そのうち二級でも基本方針を策定しなくてはいけないものが92水系ございまして、一度にできないので、今までは、未整備の今後事業を行っていかないといけないような河川の34水系

というのを早くつくらないといけないということで御審議をずっとしていただいております。ただし、この蓬川につきましては既にできていて、その34水系には入ってなかったんですけれども、隣を流れます庄下川、こちらのほうで整備計画を県のほうで策定しないといけない事情がございまして、その際に、一体と先ほど説明しましたように、排水の関係で一体で計画をつくる必要がございましたので、基本方針レベルでの検討を今回行いました。

ということで、もともとの34水系、急ぐと言っていたものには入ってないんですけれども、庄下川で整備計画をつくるに当たりまして、そのような検討を行いましたので、それについては策定をして少しでも策定率を高めていきたいということで、今回お諮りしている次第でございます。

井上会長 まだ他にあるかと思いますが、予定時間をちょっと超過してしまっております。

この川は、川と海が切り離せない、しかも庄下川という違う川も絡んでいる。しかも地盤沈下などで、かなり低地になっている。それで、最近の豪雨など、いわゆるゲリラ豪雨なんかを受けますと、内水の事も十分に考えなければならない。住民から見れば、川があふれるか、内水で水が出てくるか、そんなことは関係ない話で、水害であることには変わらない。場所だってそうなんですけれども、そういう点からすると、非常に今の世の中を象徴している川ではないかという気がしておりますので、全体の治水計画が庄下川とあわせてどうなっているかという点は、ちょっと私もまだ飲み込めていない部分がありますので、今後その点についての資料を提供していただいて、今後またこの委員会で色々審議を深めていきたいというふうに思います。

それでよろしゅうございますでしょうか。

ちょっと時間を超過しまして、申し訳ございません。この蓬川についての諮問を 受けたということで、きょうのお話は締めくくりたいというふうに思います。ど うもいろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございました。大住進行役 にお返しいたします。

大住河川整備課副課長ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュール等について事務局から御説明を申し上げます。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 それでは、本日答申をいただきました 矢田川につきましては、10月に国土交通大臣に同意申請して年度内の策定を目 指したいと考えております。それから、河川審議会については、本日諮問させて いただきました蓬川について11月頃開催いたしまして、また御審議をいただき たいと考えております。

それで、それに先立ちまして、本日、ちょっと蓬川の関係でいろいろと御説明し切れていない部分もございますので、ある程度資料提供等を速やかに行うような形で回答をさせていただきたいと考えております。

次会につきましては、審議会、10月から11月ごろというそのあたりでお願い したいと考えておりますが、また詳細については別途調整等をさせていただきた いと考えております。

以上、今後のスケジュール等の御説明を終わらせていただきます。

大住河川整備課副課長 それでは、これをもちまして、平成22年度第1回の 兵庫県河川審議会を終了とさせていただきます。

会長、どうもありがとうございました。皆様、どうもありがとうございました。

(午後 4時08分 閉会)